

サロン運営における注意点



サロン活動は、団体登録要件や補助要件に則した活動になっていますか？
ご自身のサロン活動を振り返ってみましょう。



65歳以上の区民の参加が5名未満の状況が続いていませんか？

⚠ 団体登録要件は65歳以上の区民が5名以上参加登録していることが必要です。



月1回の活動や、1回の活動時間が1時間未満になっていませんか？

⚠ 月2回以上、1回1時間以上の活動が必要です。



介護予防の内容を取り入れた活動になっていますか？

⚠ 体操や脳トレなど介護予防に資する活動が補助対象の活動です。



要支援1・2、事業対象者の方を受け入れられる体制になっていますか？

⚠ 要支援者等の登録が長期にわたってない場合、本補助金の活用はできません。



欠席が続く参加者へは、電話などで体調の確認等を行っていますか？

⚠ 要支援者等の体調確認はコーディネーターの義務です。

「つながるサロン」は介護予防サービスの一部に位置付けられており、要支援1・2、事業対象者の方を対象としたサービスです。団体登録要件や補助要件を満たしていない場合は、団体登録解除や補助対象外となる場合がございますのでご注意ください。

皆さまの活動により、地域の支え合いの体制づくりの推進や、要支援者等の方への効果的かつ効率的な支援につながっています。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

高齢者福祉課からのお知らせ

1

10月～12月に、サロンの活動を見学させていただきます。見学の際、事前にサロンへ連絡はいたしませんので、活動時間や活動場所に変更がある場合は、事前に区へご連絡ください。



2

令和7年度版つながるサロンパンフレットを作成します。12月頃に原稿の提出を依頼する予定です。活動中のお写真を2枚～3枚ほど準備していただくようお願いいたします。



3

10月16日(水)としまセンタースクエアにて介護予防大作戦を開催します。つながるサロンからは、9団体が展示・発表を行います。ぜひ会場に足をお運びください。



4

令和7年度より原則 郵送でのやり取りは行いません。ペーパーレス化の推進や郵便料金の値上げ等の状況を鑑み、サロンと区とのやり取りはメールで行います。



各団体1名以上、メールでのやり取りができる連絡担当者を置いていただくようお願いいたします。区からサポーターの紹介も可能です。